

第 3 次答申に向けた取組方針（案）

今年末に予定する第 3 次答申に向けては、国民の目線に立って、暮らしの安心・豊かさ・利便性の向上に結びつく規制の改革の実現に努めることとする。

とりわけ医療、保育、農業、教育など改革されるべき課題がなお依然として厚い岩盤のように存在している分野を中心に、生産性向上、イノベーション、提供サービスの質の向上を目指して、サービス提供側の切磋琢磨と利用者の自由な選択を促すための制度設計の見直しに取り組むこととする。また、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化に向けた取組を行う。

これらの取組は、世界全体の構造的な価格体系の変化への適応を円滑なものとし、新たな経済成長へと結び付けていく取組でもある。

このため、「中間取りまとめ」(平成 20 年 7 月 2 日規制改革会議決定)で示した以下の 7 つの柱に沿って、具体的な検討を進めることとする。

- | | |
|--|--|
| 1．社会保障・少子化対策 | 5．社会基盤 |
| (1) <input type="checkbox"/> 医療分野 | (1) 住宅・土地分野 |
| (2) 福祉、 <input type="checkbox"/> 保育、介護分野 | (2) 労働分野 |
| (3) 雇用・就労分野 | (3) 基本ルール分野 |
| | (<input type="checkbox"/> 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化) |
| 2．農林水産業・地域 | 6．教育・資格改革 |
| (1) <input type="checkbox"/> 農林水産業分野 | (1) <input type="checkbox"/> 教育・研究分野 |
| (2) 地域活性化分野 | (2) 法務・資格分野 |
| 3．生活基盤 | 7．官業スリム化 |
| (1) 生活基盤分野 | (1) 官業改革分野 |
| (2) 独禁政策分野 | |
| (3) 環境分野 | |
| 4．国際競争力向上 | |
| (1) 海外人材分野 | |
| (2) 貿易分野 | |
| (3) <input type="checkbox"/> 運輸分野 | |
| (4) ネットワーク産業分野 | |
| (5) 金融分野 | |

(注) としているのは重点分野

重点分野に係る成果と課題

医療TF

【これまでの成果】

医療のIT化

- ・レセプトのオンライン請求化の期限内完全実施【20年度から順次義務化、23年度当初から原則完全オンライン化】
- ・レセプトのオンライン請求化の促進（オンライン請求化のインセンティブとなる施策を検討）【平成19年度結論】

レセプトの審査・支払に係るシステムの見直し

- ・支払基金の業務効率化（レセプトオンライン請求化を踏まえた、支払基金の抜本的な業務効率化について検討。業務効率化計画、手数料適正化の見直しを作成）【平成19年末までに業務効率化計画、平成19年度末までに手数料適正化の見直しを作成】
- ・審査支払機関（支払基金と国保連）間における受託競争の促進【平成19年度結論】

いわゆる「混合診療」の見直し

- ・先進医療に係る薬事法承認要件（平成17年の厚労省課長通知）の解除、及び、国内未承認の薬物・機械器具を用いた先進的な医療技術に関する保険診療との併用をみとめる枠組みの創設【平成19年度措置】
- ・先進医療の実施状況（件数・金額）の公表【逐次実施】

医師と他の医療従事者のそれぞれの役割分担の見直し

- ・医師不足対策として、医師と看護師等の医療関係職との間での役割分担の見直しについて検討（医師の事前の指示に基づく看護師による薬の投与量の調整、介護福祉士による施設内でのたんの吸引など）【平成19年度中結論、逐次措置】

アウトカム情報の公開

- ・大規模医療機関におけるアウトカム情報（疾病毎の治療率など）の公開義務化、及び、公開対象医療機関の段階的拡大【平成19年度結論開始、平成20年度結論・一部措置、平成21年度以降逐次拡大】

【年末答申に向けての課題】

医療のIT化の推進

- ・レセプトオンライン化を踏まえた、支払基金の合理化の徹底及びレセプト審査における保険者機能の強化

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 4 章 国民本位の行財政改革

（ 2 ）生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【具体的手段】

（ 3 ）消費者・生活者のための規制改革

診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取組み、平成 20 年末までに結論を得る。

- ・医療情報の活用体制の整備（標準的な医療の確立）及び DRG-PPS(診断群別定額支払い方式)への移行促進、質に基づく支払（Pay For Performance）の導入

医薬品に関する規制改革

- ・ドラッグ・ラグの早期解消に向けた追加的措置の検討実施
- ・後発医薬品の使用促進に向けた参照価格制度の導入

医師及び他の医療従事者の役割分担の見直し

- ・医師不足対応として、看護師・介護福祉士・助産師等医療従事者の業務の高度化

混合診療禁止措置の撤廃

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1．国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

（ 1 ）現行制度の効率化と持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立

「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化（レセプト・オンライン化等）の推進（中略）等を行う。

保育分野（福祉・保育・介護TF）

【これまでの成果】

直接契約・直接補助方式の導入

- ・保育所における、多様なニーズに応じたきめ細かいサービスの提供に向けた創意工夫を促すため、利用者選択による直接契約方式等について検討【認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

保育所の入所基準に係る見直し

- ・保育所に入所していないが保育の必要度の高いと判断される児童の実態調査を実施【平成20年度早期に実施】
- ・保育所の入所基準の見直しについて検討【認定こども園の実施状況等を踏まえ、可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討】

「認定こども園」の普及促進のための取組

- ・実態調査の実施【平成19年度調査実施】
- ・事務処理にとどまらない運用改善のための方策【平成20年度から措置】

【年末答申に向けての課題】

直接契約・直接補助方式の導入、保育所の入所基準に係る見直し

- ・地方公共団体独自の制度を参考に、利用者自らが保育所に直接申し込み、契約を結ぶ直接契約方式を導入
- ・施設へ機関補助されている公的補助を、保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する直接補助方式に転換
- ・「保育に欠ける」要件の見直し

地域の実情に応じた施設の設置の促進

- ・保育所の最低基準の見直し
- ・東京都の認証保育所等、一定の質が保たれている地方公共団体独自の取組を国の制度として位置づけ、直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を実施

「認定こども園」制度の見直し

- ・補助金の一本化により、地域子育て支援への適切な補助や、新たな追加機能に対する一定の補助を行うなど早期に運用を改善
- ・運用改善による普及促進を図りつつ、真の幼保一元化に向け、制度を見直し

家庭的保育（保育ママ）の拡充

- ・地方公共団体の取組を参考に保育ママ要件を緩和するとともに、「保育に欠ける」要件の撤廃により対象児童を拡大

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 4 章 国民本位の行財政改革

1．国民本位の行財政への転換

（2）生活者重視の行政システム（消費者行政、規制改革）

【具体的手段】

（3）消費者・生活者のための規制改革

診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取組み、平成 20 年末までに結論を得る。

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 2 章 成長力の強化

1．経済成長戦略

【具体的手段】

全員参加経済戦略

新雇用戦略

- ・待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・「こども交付金」（仮称）の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1．国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

（2）重要課題への対応

総合的な少子化対策の推進

・税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

農林水産業TF

【これまでの成果】

農業分野

「低タンパク質米」等の表示が可能となるよう、特別用途食品の表示制度を見直し【平成19年度検討・結論、引き続き措置】

実勢を反映した賃借価格、利用権の設定条件、土地改良の有無などの農地情報を新規参入者等が誰でもアクセスできるよう提供【平成20年度ないし21年度措置】

農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討【平成20年中検討開始】

米の生産調整について、生産量の増加等の調整を望む生産調整方針作成者の意向が反映されるよう、実効性のある調整ルールを検討し、一定の結論を得る【平成20年中措置】

林業分野

森林情報（所有者・境界線）について、早期に整備【平成20年中措置】

施業集約を目指す者であれば、誰でもアクセスできるよう森林情報のオープン化を検討【平成20年度措置】

施業集約及び路網整備の促進に向け、地域協議会を設置。施業集約計画及び路網整備計画を作成し、着実な実施【平成20年度措置】

水産業分野

IQ（個別漁獲割当）制度の導入対象魚種の拡大について検討し、一定の結論を得る【平成20年中措置】

ITQ（譲渡可能個別漁獲割当）制度についても検討【平成20年中措置】

漁業権漁業における優先順位に関する実態調査を実施【平成20年度調査開始】

【年末答申に向けての課題】

農業分野

農地利用に関する参入規制の撤廃

- ・株式会社の農地利用について、耕作放棄地に限定した参入区域制限等を撤廃

農業生産法人要件の大幅緩和

- ・農業関連事業に限定した事業要件等の撤廃、異業種企業からの出資を制限している構成員要件の大幅緩和を実現

規模拡大（面的集積）を含む農業経営の効率化に向けた改革の促進

- ・農地の利用調整に係る公平なルールの導入を早期に実現し、農業経営の効率化を促進

林業分野

森林の機能区分の見直し

- ・実態と乖離した森林の機能区分（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）を実態に即したものになるよう見直し

森林組合と林業経営者・林業事業者のイコールフットィングの確保

- ・森林組合を優遇している多数の制度等を見直し

水産業分野

T A C（漁獲可能量）設定魚種の早期拡大

- ・現在、T A Cが設定されている魚種は7魚種で総漁獲量の35%に止まっていることから、T A C設定魚種を早期に拡大

I T Q（譲渡可能個別漁獲割当）制度の早期導入

- ・沖合漁業における漁業経営の安定化させ、経営基盤の流動化を促すことにより、規模拡大を促進

農林水産業共通分野

農協、森林組合、漁協における区分経理・公認会計士監査の導入

信用事業を行なう農協、漁協における金融庁検査の導入

中小企業信用保険制度における対象業種の拡大

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 2 章 成長力の強化

2. 地域活性化

(2) 農林水産業

【具体的手段】

(1) 平成の農地改革に向けた農業改革プランの取りまとめ

農林水産省は、下記の点について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成20年以内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行う。

平成の農地改革：農地を確保しつつ、「所有」と「利用」を分離し、効率的な農地利用を徹底し、農地の集積を進める。平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。

企業型農業経営の拡大：農業経営の法人化を進めるなど、企業的感覚を有する農業経営を拡大する。農地リース事業の在り方(市町村による地域指定など)を含め農地の利用に関する規制を見直し、地域に応じた多様な新規参入を促進する。

運輸TF

【これまでの成果】

航空分野における規制改革の在り方 ~ 世界に開かれた日本の空の実現 ~

(1) 航空自由化(アジア・オープンスカイ)による戦略的な国際航空ネットワークの構築等

- ・航空自由化交渉の推進【平成19年以降継続的に実施】
- ・国際航空運賃の自由化(下限規制の撤廃)【平成19年度措置済】
- ・国際航空における航空会社間の運輸協定に関する独占禁止法の適用除外制度の見直し【平成20年検討開始】

(2) 空港の整備及び運営に関する制度の在り方の見直し等

- ・空港使用料について、混雑料金制度など、需要等に対応した弾力的な料金設定について検討【平成19年以降検討・結論・措置】

(3) 航空会社の競争力向上のための環境整備

- ・機材、乗員等の相互認証の推進【平成19年以降検討、結論を得次第措置】
- ・運客一体化条件(客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする規則)の見直し【平成19年度措置済】
- ・航空会社の従業員の在留資格の運用の明確化【平成19年度措置済】

地域における交通ネットワークの維持・活性化

- ・乗合バスの維持・活性化方策【平成20年中検討・結論・措置】
- ・離島航路の維持・活性化方策【平成20年中措置】

【年末答申に向けての課題】

航空分野における規制改革の在り方 ~ 世界に開かれた日本の空の実現 ~

- ・首都圏空港の戦略的活用を図る観点から、国際線発着回数の上積み、路線選定基準の明確化等を通じた羽田空港の更なる国際化の推進、成田空港の発着枠の拡大、首都圏二次空港の活用等について検討
- ・効率的・効果的な空港の管理・運営制度を構築する観点から、空港の完全民営化の推進、空港会社等への外資規制の在り方、発着枠取引制度の導入、空港別収支の開示等について検討

タクシー事業における規制の在り方について検討

- ・自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるとともに、タクシー事業者の経理の変革を促し、タクシー市場の構造を変える方策等について検討

乗合バス及び離島航路の維持・活性化方策として、事業者における合理化や増収に対するインセンティブ制度の在り方等について検討

〔参考：経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）〕

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

グローバル戦略

開かれた経済のインフラ強化

）「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）

平成20年以内に航空自由化工程表を改定し、内外の利用者が便利になったと実感できる、世界に遅れをとらない「空」の自由化（便利な空港、開かれた空路）を集中的に進める。首都圏は、羽田を世界に開き、成田と一体的に24時間運用して、国際航空機能を高める。羽田からアジアの主要都市への路線を早期に実現する。

- ・2010年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。

教育・研究 TF

【これまでの成果】

児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

- ・授業等に関する児童生徒・保護者による評価を、匿名性の担保に配慮した上で実施し、適切に公表することを教育委員会等に促す。【平成 20 年中に措置】

学校選択制の普及促進等

- ・いじめ等へ適切に対応できるよう、就学校変更に関する更なる周知徹底を図る。【平成 19 年度措置】

全国学力・学習状況調査における学校毎の結果公表等

- ・調査結果を、学校ごとの教育施策や教員の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知【平成 19 年度検討・結論】

教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

- ・教職大学院修了者がそうでない者と異なる扱いを受けることなく、修了者の実績等を踏まえて選考の公平性に留意しつつ対応【必要に応じ実施】

教育と研究の適切な評価に基づく公費配分ルールの見直し等

- ・国立大学法人の次期中期目標期間における運営費交付金の配分の在り方について、各大学の教育・研究それぞれの努力と成果に応じて実施された評価に基づき適切な配分が実現できるよう、見直しの方向性を明らかにする。【平成 19 年度内を目途に措置】

競争的研究資金の配分の見直し

- ・研究者の特性等に応じた競争的研究資金の審査・評価方法の確立【平成 20 年度結論】
- ・競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築【平成 19 年度検討・結論等】
- ・審査・評価者に関する適切な情報開示【平成 20 年度措置】

【年末答申に向けての課題】

教育委員会制度の見直し等

- ・大分県教育委員会の教員採用を巡る汚職事件を受け、目安箱を設置し、頂いた意見等を参考に、教委の閉鎖的体質を変えていく施策を検討

教育バウチャー制度の研究・検討

既取組事項のフォローアップ

- ・学校評価・教員評価や学校選択制等、本来文科省より周知済みではあるが、現場の教育委員会・学校等でまったく無視されているものが多い実態を踏まえ、確実な実行を担保するための抜本的な措置を講じることもあわせて検討

基本ルールTF（規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化）

【年末答申に向けての課題】

規制の新設審査の在り方について、経済財政諮問会議において議論され、経済財政改革の基本方針 2008 において、規制改革担当大臣を中心に検討し、年内に結論を得ることとされている。

〔参考：経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）〕

第 4 章 国民本位の行財政改革

1．国民本位の行財政への転換

（3）政府機能見直しプログラム ～ムダ・ゼロの実現～

【具体的手段】

（3）「ムダ・ゼロ政府」を目指して

規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化

規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を行い、平成 20 年末までに結論を得る

これを受け規制の新設審査の在り方について具体案の検討を行い、年末答申に盛り込む。